

令和3年3月10日

専決処分の報告について

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月10日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

鈴鹿市職員給与条例等の一部改正

専 決 処 分 書

鈴鹿市職員給与条例等の一部改正について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分する。

令和3年2月12日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市職員給与条例等の一部を改正する条例

（ 別 紙 ）

理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い，必然的に改正を要する規定整備を行うため，地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

鈴鹿市条例第 1 号

鈴鹿市職員給与条例等の一部を改正する条例

(鈴鹿市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 鈴鹿市職員給与条例（昭和 2 4 年鈴鹿市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| 附 則 1～6 略 (防疫等作業手当の特例) 7 職員が、 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</u> である感染症をいう。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて規則で定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第 41 条の 5 の規定は、適用しない。 8 略 | 附 則 1～6 略 (防疫等作業手当の特例) 7 職員が、 <u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定するものをいう。）</u> から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて規則で定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第 41 条の 5 の規定は、適用しない。 8 略 |

(鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 鈴鹿市国民健康保険条例（平成29年鈴鹿市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第8条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</u>である感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病</p> | <p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第8条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）</u>は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> |

| | |
|-----------|-------|
| 手当金を支給する。 | |
| 2・3 略 | 2・3 略 |

(鈴鹿市臨時外来検査センター条例の一部改正)

第3条 鈴鹿市臨時外来検査センター条例（令和2年鈴鹿市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）への感染の有無を確認するための検査（以下「検査」という。）を行うため、鈴鹿市臨時外来検査センター（以下「検査センター」という。）を設置する。</u></p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症への感染の有無を確認するための検査（以下「検査」という。）を行うため、鈴鹿市臨時外来検査センター（以下「検査センター」という。）を設置する。</u></p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。